

議第 5 3 号

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年呉市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

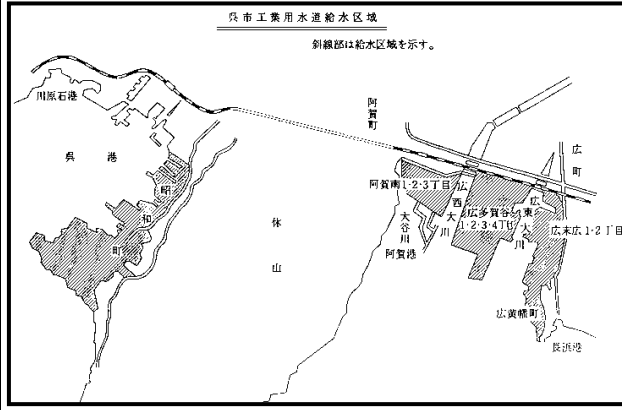
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後										
<p>(経営の基本)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 水道事業等の給水区域，給水人口及び 1 日最大給水量（工業用水道事業においては，給水区域及び 1 日最大給水量）は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 呉市工業用水道事業</p> <p>ア 給水区域 <u>別図</u>に掲げる区域</p> <p>イ 1 日最大給水量 <u>1 3 0 , 0 0 0 立</u> <u>方メートル</u></p> <p>3 略</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の附属機関の名称及び担当事務は，<u>別表第 2</u>のとおりとする。</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	<p>(経営の基本)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 水道事業等の給水区域，給水人口及び 1 日最大給水量（工業用水道事業においては，給水区域及び 1 日最大給水量）は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 呉市工業用水道事業</p> <p>ア 給水区域 <u>別表第 2</u>に掲げる区域</p> <p>イ 1 日最大給水量 <u>1 1 7 , 0 0 0 立</u> <u>方メートル</u></p> <p>3 略</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の附属機関の名称及び担当事務は，<u>別表第 3</u>のとおりとする。</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p><u>別表第 2（第 3 条関係）</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2">呉市工業用水道事業における給水区域</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">地区</th> <th style="text-align: center;">町名</th> </tr> <tr> <td>中央地区</td> <td>昭和町</td> </tr> <tr> <td>広地区</td> <td>広多賀谷 1・2・3 丁目，広多賀谷 4 丁目の一部，広末広 1・2 丁目，広黄幡町</td> </tr> </table>	略	呉市工業用水道事業における給水区域		地区	町名	中央地区	昭和町	広地区	広多賀谷 1・2・3 丁目，広多賀谷 4 丁目の一部，広末広 1・2 丁目，広黄幡町
略											
略											
呉市工業用水道事業における給水区域											
地区	町名										
中央地区	昭和町										
広地区	広多賀谷 1・2・3 丁目，広多賀谷 4 丁目の一部，広末広 1・2 丁目，広黄幡町										

別表第2 (第4条関係)

略

別図 (第3条関係)



別表第3 (第4条関係)

略

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

三坂地水源地等の廃止及び呉市工業用水道事業の給水区域の変更に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。